

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
- ・有伝電気通信法施行規則の一部を改正する省令案
- ・事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部改正案
- ・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部改正案
- ・通信品質の測定条件を定める件の一部改正案
- ・電気通信番号計画の一部改正案
- ・有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件等の廃止案
- ・外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、人口減少等の社会構造の変化、電気通信市場のグローバル化等に対応し、電気通信サービスに係る利用者利益等を確保するため、①東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、②外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うための「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出し、可決成立の後、令和2年5月 22 日(金)に公布されたところです(令和2年法律第 30 号。以下「改正法」といいます。)

本件は、改正法(上記①及び②関係)の施行に伴い、必要となる規定を整備するため、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)等の一部を改正するものです。また、上記②に関連して、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」を作成しましたので、併せて意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期間の期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期間の期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: 2030-ict\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号:03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 5 意見提出期間

令和2年12月3日(木)から令和3年1月6日(水)まで

(郵送の場合、締切日の消印有効)

#### 6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集の対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当:中川課長補佐、中村官

電話:03-5253-5978(直通)

FAX :03-5253-5838

電子メールアドレス: 2030-ict\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令等の整備案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見
P *	【総務省案】 *****  【意見】 *****